

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年5月19日

【事業年度】 第12期（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

【会社名】 株式会社エアトリ

【英訳名】 AirTrip Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 CFO 柴田 裕亮

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕2丁目5番1号

【電話番号】 03 - 3431 - 6191(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 兼 CFO 柴田 裕亮

【最寄りの連絡場所】 東京都港区愛宕2丁目5番1号

【電話番号】 03 - 3431 - 6191(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 兼 CFO 柴田 裕亮

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2018年12月27日付提出の第12期（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）有価証券報告書及び2019年12月27日付提出の第12期（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）有価証券報告書の訂正報告書の記載事項に誤りがあったため、及び有価証券報告書の訂正報告書に添付すべき独立監査人の監査報告書が、2019年12月27日付独立監査人の監査報告書ではなく2018年12月27日付独立監査人の監査報告書であったため、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

なお、2019年12月27日付提出の第12期有価証券報告書の訂正報告書に記載の訂正後の連結財務諸表については、三優監査法人により監査を受けており、添付すべきであった監査報告書を添付しております。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第7 提出会社の参考情報

2 その他の参考情報

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

添付書類2019年12月27日付「独立監査人の監査報告書」の未添付

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第7【提出会社の参考情報】

2【その他の参考情報】

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

(訂正前)

2019年12月27日関東財務局長に提出。

事業年度（第12期）（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確人書であります。

(訂正後)

2019年12月27日関東財務局長に提出。

事業年度（第12期）（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

添付書類

(訂正前)

2018年12月27日付「独立監査人の監査報告書」の添付を削除

(訂正後)

2019年12月27日付「独立監査人の監査報告書」の添付

なお、当社は2020年1月1日より、社名を「株式会社エボラブルアジア」から「株式会社エアトリ」に変更しております。

独立監査人の監査報告書

2019年12月27日

株式会社エボラブルアジア
取締役会 御中

三優監査法人

| | | |
|--------|-------|------|
| 指定社員 | 公認会計士 | 岩田亘人 |
| 業務執行社員 | | |
| 指定社員 | 公認会計士 | 川村啓文 |
| 業務執行社員 | | |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エボラブルアジアの2017年10月1日から2018年9月30日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社エボラブルアジア及び連結子会社の2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結財務諸表注記36.過去に発行した連結財務諸表の修正再表示に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して2018年12月27日に監査報告書を提出した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。